

平成 25 年 3 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 14 号

平成 25 年 3 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 25 年 2 月 28 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、 期 日 平成 25 年 3 月 7 日（木）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 25 年 3 月 7 日（木曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（三枝邦彦君）

おはようございます。

3 月議会定例会を開催致しましたところ、何かとお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。先ほど、議会広報特別委員長、泊満夫君より、議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆さま方のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

おはようございます。

本日、平成 25 年 3 月土庄町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、まもなく瀬戸内国際芸術祭 2013 が幕を開けようとしております。今回は、前回の地に加え、中・西讃の島々が参加し、宇野港周辺地域との連携を強め、日本の大きな特徴である「四季」を海外の人々に知ってもらうため、春・夏・秋の 3 シーズンに期間を分けて香川県の魅力を情報発信できる芸術祭として展開して参ります。

ところで国の新年度予算案は、一般会計の総額で 92 兆 6,115 億円と、当初予算案としては過去最大の規模となり、26 日に成立した今年度の補正予算と合わせ、景気テコ入れのために、積極的な財政支出を図る安倍政権の姿勢が鮮明に

なっているところであります。

政府が進める緊急経済対策によって、雇用と所得を拡大し、地方経済を回復することが、現下におけるわれわれ地域行政の喫緊の課題であるという認識のもとに、我が町におきましては私の掲げる行政運営の方針に基づき、土庄町の新年度予算を編成し、本日上程しております。詳細につきましては施政方針で述べさせていただきます。

本日提案の議案につきましては、平成 24 年度土庄町一般会計補正予算をはじめ補正予算関係が 6 件、平成 25 年度の各会計当初予算関係が 12 件、辺地に係る総合整備計画の変更が 1 件、第 6 次土庄町総合計画の策定が 1 件、条例関係が 25 件、小豆地区広域行政事務組合規約の変更が 1 件、小豆医療組合規約の変更が 1 件、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更が 1 件、工事請負契約の変更が 1 件、人事案件が 3 件、合計 53 件でございます。

本 3 月議会は、平成 25 年度の我が町における基本方針をご審議いただく定例会であります。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶と致します。どうぞよろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（三枝邦彦君）

去る 2 月 28 日、午前 9 時 30 分から、また本日 9 時より議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（三枝邦彦君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本委員会は去る 2 月 28 日と、本日委員会室におきまして、3 月定例会の会期、日程等につきまして審議いたしました。まず会期でございますが、本日より 25 日までの 19 日間とし、本会議の開催は本日と、8 日、21 日、25 日の 4 日間を予定しております。

各常任委員会に付託する予定の議案の審査日は、あらかじめ配布しております日程表を参考にさせていただきたいと思っております。次に、会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査結果について各委員長より報告

していただき、その後、これに対する質疑を行います。

続きまして町長より平成 25 年度施政方針大綱の説明をいただき、次に執行部より、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度当初予算、条例関係、他の各議案を一括して提案理由の説明を受けます。その後、人事案件であります同意第 1 号から 2 号までと、諮問第 1 号の質疑、採決をお願いし、散会する予定でございます。

8 日の本会議では、まず初めに補正予算に関する議案第 1 号から第 6 号までと、条例関係の議案第 34 号、及び契約関係の議案第 49 号の質疑等の採決を行います。その後、平成 25 年度施政方針大綱に対する質疑、続いて平成 25 年度当初予算に関する議案、及び残りの条例関係等の質疑を行います。質疑が終わりますと、全議案を各常任委員会へ付託、審査をお願いし、散会いたします。

21 日の本会議は、一般質問を予定しております。一般質問の通告期限は、明日 8 日の正午を締切としております。質問は提出順にさせていただく予定でございますので、よろしく願いをいたします。最終日の 25 日は、各常任委員長より付託議案の審査結果の報告を受け、これに対する質疑、討論・採決を行います。

最後に、各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申し出を採択し、本定例会を終了する予定でございます。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

平成 25 年 3 月 7 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（上川正衛君）
10 番（川口幸路君）	11 番（太田和博君）	12 番（藤本誠助君）
13 番（井上正清君）	14 番（三枝邦彦君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（岡田好平）	副 町 長（千葉三郎）
教 育 長（藤本義則）	企 画 課 長（糸 英彦）
総 務 課 長（難波正樹）	税 務 課 長（中井俊博）
福 祉 課 長（須浪宏和）	健康増進課長（坂本正樹）
住民環境課長（椎木 孝）	人権対策課長（澤田 穰）
建 設 課 長（樋口英士）	農林水産課長（前田満照）
商工観光課長（宮原正行）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（南堀英二）	病 院 事 務 長（三木俊明）
水 道 課 長（川本公義）	出 納 室 課 長（木下公明）
債権管理室課長（岡田耗使）	総務課課長補佐（川田順也）
総 務 課 係 長（三枝恵吾）	

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（中村友幸）
--------------	----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成25年3月土庄町議会定例会
議事日程（第1号）

（平成25年3月7日招集）

平成25年3月7日（木曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、水道事業特別委員会、病院再編調査特別委員会、新小学校調査特別委員会、観光振興特別委員会）
- 第 4 平成25年度施政方針大綱について
- 第 5 議案第 1号 平成24年度土庄町一般会計補正予算（第6号）
- 第 6 議案第 2号 平成24年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第 3号 平成24年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 4号 平成24年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 5号 平成24年度土庄町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 6号 平成24年度土庄町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 7号 平成25年度土庄町一般会計予算
- 第12 議案第 8号 平成25年度土庄町簡易水道事業特別会計予算
- 第13 議案第 9号 平成25年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第14 議案第10号 平成25年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第15 議案第11号 平成25年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第16 議案第12号 平成25年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第17 議案第13号 平成25年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第18 議案第14号 平成25年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第19 議案第15号 平成25年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第20 議案第16号 平成25年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第21 議案第17号 平成25年度土庄町水道事業会計予算
- 第22 議案第18号 平成25年度土庄町病院事業会計予算
- 第23 議案第19号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第24 議案第20号 第6次土庄町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について
- 第25 議案第21号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第22号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第23号 土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第24号 土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第25号 土庄町収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第26号 土庄町いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 第 3 1 議案第 2 7 号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 2 議案第 2 8 号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例
- 第 3 3 議案第 2 9 号 土庄町立学校の再編に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 3 4 議案第 3 0 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 3 5 議案第 3 1 号 土庄町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例
- 第 3 6 議案第 3 2 号 土庄町島ぐらし体験の家の設置及び管理に関する条例
- 第 3 7 議案第 3 3 号 土庄町一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 第 3 8 議案第 3 4 号 土庄町観光振興基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 3 9 議案第 3 5 号 土庄町子ども医療費助成条例
- 第 4 0 議案第 3 6 号 土庄町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 第 4 1 議案第 3 7 号 土庄町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例
- 第 4 2 議案第 3 8 号 土庄町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
- 第 4 3 議案第 3 9 号 土庄町都市公園条例
- 第 4 4 議案第 4 0 号 土庄町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
- 第 4 5 議案第 4 1 号 土庄町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例
- 第 4 6 議案第 4 2 号 土庄町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例
- 第 4 7 議案第 4 3 号 土庄町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 第 4 8 議案第 4 4 号 土庄町営住宅等整備基準条例
- 第 4 9 議案第 4 5 号 土庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 第 5 0 議案第 4 6 号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について
- 第 5 1 議案第 4 7 号 小豆医療組合規約の一部変更について
- 第 5 2 議案第 4 8 号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第 5 3 議案第 4 9 号 工事請負契約の変更について
- 第 5 4 同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 5 同意第 2 号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第 5 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

開会、開議

○議長（三枝邦彦君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から3月25日までの19日間を予定しております。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年3月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（三枝邦彦君）

日程に入る前に諸般の報告をいたします。

監査委員より監査の報告を受けております。

お手元に、報告の写しを印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（三枝邦彦君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番 佐々木邦久君、6番 川本貴也君を指名いたします。

会期の決定

○議長（三枝邦彦君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、3月7日から3月25日までの19日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月25日までの19日間と決定いたしました。

閉会中の継続調査及び継続審査結果報告

○議長（三枝邦彦君）

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（三枝邦彦君）

総務建設常任委員長 川口幸路君。

○総務建設常任委員長（川口幸路君）

おはようございます。

2月の22日に、閉会中の総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容について、順次ご報告申し上げます。

総務課。

ふるさと市町村圏基金について、国が平成元年に広域行政圏の自主的発展のため、ふるさと市町村圏基金を創設し、小豆広域においては平成4年、5年と2カ年で県から1億円の補助と、厚生省からの出資により5億円の基金を積み立て、これまでその運用益により地場産業の振興や文化振興のための各種事業に助成を行ってまいりました。

しかしながら、低金利により十分な運用収入が確保できぬようになったため、国は基金の取り崩しを可能とし、県も同様といたしました。そこで土庄町の出資金1億8,560万円が取り崩し可能となったわけでございます。委員からは、基金取り崩しにより行政的な事業に支障は出ないのか、という質問に対して執行部からは町が単独で助成していくということでございます。

次に、消防庁舎の建設候補地について。前回の委員会で説明した3候補地を町民プールの場所と、現行消防署の2つに絞り、図面を使って敷地面積、駐車場、出動の際の影響、利便性等について説明を受けました。委員より、町民プール跡について、出動の際の出る方向によって、道路拡幅や信号の設置が必要になるのではないか。学校が近いので、始業点検や救急出動時のサイレンにより、勉強に支障が出るという意見。また、現行の消防署跡については、役場が近い

ので望ましいという意見、また執行部としては、慣れ親しんでいる現在の場所
が望ましいということでありました。委員からは、候補地はいつまでに決定し
ないといけないのか、この質問に対して、本年3月までに決定し、完成は27年
ということでありました。

以上が、総務課でございます。

次に建設課。

土庄港港湾管理条例の一部改正について。平成11年3月21日に、大坂城残
石記念公園落成と同時に開始となった北浦港浮棧橋の使用料の改正であります。
この施設の利用数は年間約180隻で、利用者のほとんどが県外者。これまで、
地元住民と幾度かトラブルが起きていました。

そこで、昨年10月より1列4隻の係船方法とし、利用継続日数は7日までと
改正しました。現在の条例に北浦港浮棧橋の項目を新たに設け、小豆島内の係
留施設の浮棧橋を参考にして、使用料を算定しております。なおこの条例は、3
月議会に上程されております。

次に、商工観光課。

3月20日の開幕の瀬戸内国際芸術祭2013について。

芸術祭2013は海の復権をテーマに、22ヵ国地域175組の作家プロジェクト。
40のイベントで開催されます。肥土山では、農協倉庫や、猪鹿垣を利用した作
品や、藁アートの制作など。土庄では、迷路のまちの空き家を活用した作品を
展開します。大坂城記念公園は、石の絵手紙も設置したり、小海の農村歌舞伎、
またふるさと市と併せて開催いたします。豊島では前回同様に、集落ごとに多
数のアーティストが作品展示を行います。

また交通アクセスは島内では、平和の群像から中山を經由して、草壁港まで
の芸術祭線を1日8便増設します。豊島ではマイクロバスが、30分ごとに運航
を予定しております。海上交通では、犬島―土庄港間を3往復、直島―土庄港
間を2往復とする航路が予定しております。

次に土庄町アート化計画について。観光集客力の向上と島の文化、歴史と現
代アートの育成をしながら、地域活性化を目指すものとして実行委員会を組織
し、継続的プロジェクトとする提案でございます。具体的には、ホテルに合っ
たアート作品を展示、短編映画の製作、アーティストと住民、観光客が参加、
協働して作品を作る企画でございます。もう1点は、高見山公園に赤松柳史関
係の句碑を移設するとともに、桜を植樹する計画もあります。委員からは、高
見山の活用は非常に良い、と意見が出されました。

次に、観光振興基金の条例については、入湯税の一部を小豆島温泉観光振興
協同組合に助成していたものを、基金に積立し、長期的な観点で継続的な小豆

島の宣伝活動や、誘客活動に使うものとの説明でありました。なお、この条例についても3月議会に上程されております。

次に、水道課。

香川県水道広域化についての説明でありました。県下の水道事業において給水収益の低下、水道施設の更新、耐震化など多くの課題が山積しており、各水道事業者が、広域的な見地から連携し、協力し、業務の効率化や経営基盤の強化を図る必要があると考え、仮称ですが香川県広域水道事業体検討協議会を設立。

平成25年度から1年間、この協議会において市町が協力して広域化の具体化に踏み込んだ協議、検討を行っていくとのことでございます。委員からは、香川用水に依存できない小豆島の地理的状況においてこの広域化に参画することが土庄町にとってメリットがあるものかとの質問に対し、執行部より協議会において協議、検討していくとのことございました。

最後に企画課。

第6次総合計画の検討原案の提示がありました。前回の委員会で基本構想について説明を受けましたが、今回はこれに続く基本計画部分の説明としてその構成は施策の目的、現状と課題、施策の内容、主な事業、取組から成り、各課で内容を検討した基本政策すべて同じような作りとなっています。

具体化は、毎年度の財政状況を受けて、実施計画において行ってまいります。目標は多くの住民の要請に公平に対応する必要から、包括的な目標を掲げ、行政の継続性と事業の一貫性を担保するのが総合計画の役割としています。

委員からは10年前に作った総合計画によって活性化がなされたか、この間にどのくらい経済が落ち込んでいるのか、そこを評価した上で次の施策を考えるべきではないか。また抜本的に何をすればいいのか記載すべきではないのかという意見が見られました。

これに対して執行部からは、人口と財政を柱に行財政改革と重ねて計画を練り上げており、自治会を中心に民間活動を含めた計画として方向性を示している。実施計画を作る時に、各課が知恵を出し、横割りの中で予算化していくことになる。議会で、よく監視していただきたい。基本計画は5年で見直す、という回答でありました。

当委員会としては、総合計画に基づく事業実施の予算段階において精査していくことといたしました。以上で閉会中の当委員会の調査報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（三枝邦彦君）

教育民生常任委員長 山本良熙君。

○教育民生常任委員長（山本良熙君）

おはようございます。

閉会中の教育民生常任委員会の調査報告をいたします。

2月15日、委員全員出席、並びに傍聴議員7名の出席のもとで委員会を開いております。

議題は、住民環境課の一般廃棄物処理施設の整備状況について。2つ目は健康増進課の土庄町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。3番目には、教育総務課の土庄町立小学校の再編に伴う関係条例の制定に関する条例についてと、大部幼稚園の改築工事の現地視察を調査いたしました。

まず住民環境課です。執行部より説明を受けました。灘山地区の一般廃棄物処理施設整備状況の進捗状況について、灘山に予定しております廃棄物処理施設計画につきましても、地元自治会、漁業関係者と協議をしておりますが、以前にご報告しました小部自治会との合意以後、自治会側の目新しい報告事項はありません。

自治会との協議と並行して、灘山での計画の当初より香川県の土木監理課とみどり保全課と環境省の高松事務所に採石法、森林法、自然公園法の関係で、網がかかっているため継続して協議をしております。採石跡地の復旧計画がある中で、町が予定している区域を採石区域から除外してもらうために協議してきたわけですが、当初町が予定している土地の緑化計画については、法面から下を植栽し、法面については町の管理の下に新しい処理施設建設時に具体的に協議するというので、進んでおりました。

実際、法面から下については、採石業者に植林をしてもらっております。ところが、24年度に入って県の担当が変わったということもありますが、法面計画について具体的な計画を出してきて欲しいという言い方になりました。灘山の採石場跡地の復旧例となるので、軽微な計画では困ると言われるようになりました。

同時に、廃棄物対策課から採石法の問題が解決するまでは、施設建設を伴う国の交付金申請は、受けられないと言われております。そこで、廃棄物処理施設計画地の約160mの背後地について検討し、香川県と協議をしました。方法として盛土工法と緑化工法について協議しましたが、盛土工法は法面の高さの3分の1程度しか盛ることができず、事業費の割に成果がないこと。緑化工法については、工法的には申し分ないが、概算費用が大きく現実的に難しいことから、代替案として蔓類の植物による岩盤法面緑化方法を協議しておりましたが、全国的に実績がないため代替案になっていない、という県の見解でありました。

このように県との協議をしている状況の中で、12月に県から東北の復興需要

があり、灘山の石が動くという話がありました。事業者は、島内の採石業者で、県は灘山全体をその業者に許可を出す条件として、町が廃棄物処理施設に予定しているところを是正するよう言っているので、町もこの機会を逃さずに業者が動けるように協力して欲しい、という内容でありました。その後、12月に採石業者と測量会社が、町に来られて確認する中で、町の希望として3年で27年度末までに法面のベンチカット是正をして欲しいことを伝えております。この27年度ということについては、県にも業者に指導するようお願いしております。

そこで、3年先送りするということで、現在の予定は、御影浄苑の地元との約束が平成27年度末、つまり28年3月末、小江の最終処分場が平成32年度、33年3月となっており、新しいし尿処理施設建設の竣工を3年遅らせ、平成30年度中に竣工し、31年4月から供用開始したい。

小江の最終処分場については、地元とは32年度までとなっておりますが、16年の高潮災害のようなものがあれば、いっぺんに残容量が少なくなります。平成25年度当初予算で、小江の最終処分場の嵩上げ工事と測量をお願いする予定にしておりますので、残容量については、平成25年度中にはっきりすると思われれます。

以上が、灘山についての経過と現在の状況でございますが、3年先送りするということで御影浄苑延長のお願いについて地元にはこれから、というところがあります。説明の後、委員からの質問がありました。主なものを報告いたします。

委員から、去年の用地買収の時に採石跡地の修復をどうするかと聞いたと思うが、用地買収の時は跡地の修景は業者がする、というような回答を得たと思うが、の質問に対し執行部より、基本はそうですが、それについてどのようなやり方で修景するか、県の方もそれを協議している。

その協議は実際に、施設をする時に具体的な方法を決めませんか、という風な状況で進んでおりましたが、それが24年の4月に担当が変わったことあるのですが、具体的な計画を出してきて欲しいという状況になった。24年度になって担当が変わった時点で、今度は後ろ側をやりなさい、というのが初めてなんです。

最初、当町が購入する時は、そういう話は一切ないのです。前の緑化を後仕舞いしてください、ということで業者が即やった。これでよろしいということになっていたのが、担当によって変わったという状況です。町長に何度も言ってもらったが、担当の考えは一つも変わらない。これが、現在の話です、との回答がありました。質疑の途中でありましたが、委員会の傍聴席にその当時の状況をよく知っておられます山田議員がおられましたので、参考人として、そ

の当時の県の担当、並びに採石業者の協議の経過を説明していただきました。

その後、引き続き委員からの質問です。委員から、町が買収する時に、確か後ろの段カットしていないところは町が買えば、後ろの段カットして緑化しなければならない仕事として、町に責任があるのであれば、その土地は買えないのではないか、という質問をした時、緑化については業者がやりますので大丈夫です、というような話をされたと思う。

そのあたりの買収した時の業者と買収した土地の地主と採石業者と町の間の話というのは、書面か何かでされているのですか、と質問に対しまして執行部より、業者との話は面積をどれだけ買いましょ、という話です。緑化の話は前だけの緑化で県はOKですよ、と我が町は最終的に池よりちょっと向こうへゴミでどんどん押ししていこうという、行けるところまで行った中で防波堤みたいなのをやりましょ、ということは町の考えです。それは業者とか地権者とかの話には関係がありません、ということです。

なお、基本は緑地化するのは採石の業者ですから、どんな方法でやるのかという中での、町が廃棄処理施設をやるためにあそこの区域を除外するためにどんな方法がよいのか検討・協議してきました、の答弁がありました。

また、委員から採石跡地修復の図面は多分あるのだから、区域外のその図面を見てきっちりと判断して、今度果たして25年度に工事ができるかどうか非常に不確定な要素が高いから、その辺も十分吟味しないと2年ではできないと思うけど、の質問に対しまして執行部より土庄町は当町なりに設計業者を入れ、緑化とか盛土とかやった。盛土だけやっても法面の3分の1だけして10億円かかる。緑化の方法でいくと12億円かかる。それをやるのは簡単な話ですが、今は県が指導されている業者にお願いするしかないです。

それが、3年かかろうが、5年かかろうがやってもらわないと許可が下りないので、それを今さら地権者にどうのこうの、業者にどうのこうの言ってもどうにもならない話です。仮にあの場所でできなかつたら、別の場所を探さないといけない。そんなことに、2億も3億もかけた土地を捨てることは不可能に近いですから、どんなことをしてでも今の業者に頼って、お願いしなければならない。だから、できることは協力しましょ、という話でいっているということです。

また、同じく執行部から、小部・灘山はそういういことで延びていくということは、この前説明させていただいた。灘山は、総会を開いてくれた。小部も今度臨時総会をしますと言われております、と答弁がありました。

委員会としてまとめまして、採石地跡地の修復と地元の協議をどう進めるか、と他にも数多くの質疑、意見がありましたが、省略させていただきます。ただ

いま県と協議進行中ということですので、経過報告といたします。また、動きあり次第、委員会で継続協議をしていきます。ということで終わりました。

次に健康増進課から。

執行部より土庄町の新型インフルエンザ等対策本部の条例案についてですが、国の方の新型インフルエンザ等対策特別措置法の法律ができ、その法律に基づきまして土庄町新型インフルエンザ等対策本部を設置するものでございます。

今後のスケジュールとしては、国の方は法律はできておりますが、現在のところ法律の施行ができておりません。3月、4月ごろまでには連絡があると思います。それに合わせまして、都道府県、市町村が対策本部設置の条例の制定を行う予定でございます。国、県との指示によりまして具体的な行動計画を作る予定になっております。土庄町の新型インフルエンザ等対策本部条例案については、3月議会に提出されます、と報告がありました。

続いて、教育総務課です。

新設小学校の条例については、新設小学校の名前が土庄小学校ということで再編協議会で決まりまして、教育委員会にかけて承認をいただきました。ただ今、今後の住民の方への周知もあり、この3月議会で上程します、との報告がありました。

続いて、大部幼児園の改築工事につきまして現地調査を行いました。新大部幼児園が着工されまして、1月末に完成いたしました。2月4日から使用しております。平成18年度に新築された遊戯室部分と、今回増築部分と併せまして延べ面積305.38㎡あります。木造平屋建てですが、室内はできるだけ明るく、風通しの良い設計となっております。腰板とか窓枠などは、今回地元の大部財産区の方からひのき材の提供がありまして、無償でいただいております。それを利用して、作っております。

総事業費として約3,600万円。園児数ですが、24年度につきましては、保育書籍7名と幼稚園籍10名、合計17名がおります。来年度25年度は保育書籍16名と、幼稚園籍が8名、合計24名。プラス7人となる予定との報告がありました。本当に委員としても少子化という時に、プラス7ということは大変明るいニュースでした。

以上です。

○議長（三枝邦彦君）

水道事業特別委員長 川本貴也君。

○水道事業特別委員長（川本貴也君）

本委員会は、昨年12月19日と本年1月30日の2回、閉会中の水道事業特別委員会を開催いたしましたので、その概要について、ご報告いたします。

12月19日は、最初に肥土山浄水場機械脱水機設備工事の発注について、執行部より説明を受けました。機械脱水機設備は、殿川に活性炭を含んだ汚泥が流出したことにより、香川県小豆総合事務所環境森林課に提出しております改善報告書のとおり実施するため、3月末までに設置するものであり、既設沈澱池から発生する汚泥を処理するための設備条件として、1日当たりの発生固形物量の処理が、27.7 kg。運転時間は、実働7時間。搾った部分のケーキ量について、含水量が65±10%、ろ過洗浄装置とケーキの剥離装置がついていて、全自動運転であること。以上に適合する機械脱水機とし、性能保証をしてもらう、性能発注形式にするということでありました。

さらに、無薬注入型の加圧圧搾脱水機が1機、加圧圧搾脱水機の補助設備として、圧入ポンプが1台、洗浄水槽を含む洗浄水ポンプ一式、圧搾ポンプ1台、コンプレッサーであります空気圧搾機が1台、現場の操作盤が1面、電磁盤ボックスが1面を合わせて制作し、機械脱水機の試験運転を5日以上するところまでが、今回発注する工事概要であります。また機械が確定した後に、別途建物の設計、工事をするものであります。入札の予定は12月27日で、12社を指名したということでありました。設置場所は、11月16日に当委員会が現地視察しました場所であります。

最後に、計画フロー図により現場の原液、洗浄水、排水等の流れの説明を受けました。委員からは設置場所は広くないが、入札する設備が全て入るのか、機械を増やす場合は、建て増しするのか、との質問がありました。執行部からは、今回の機械選定は、現状発生している汚泥を処理するためのものであり、将来の8,000トンの水を処理するためには、今回の機械脱水機に加えて天日乾燥床や機械脱水機などから何が良いのかコンサルタントには経済的な面から検討を依頼していくということでありました。

さらに委員から、機械設備の金額は依然提示のあったものより高くなっているのか、との質問に対し、汚泥の実験をして、もらったメーカーの見積額より安いものがあったので、参考にして性能発注形式により入札するということでした。

最後に、委員から建物についてはできるだけ地元の業者を指名するように、とのお願いがなされました。

2回目となります、1月30日は肥土山浄水場機械脱水機設備の決定と、機械脱水機と建築工事の入札について説明を受けました。最初に機械脱水機工事について指名業者の町内外12社のうち5社の参加により入札を行い、町内の井口電気工事株式会社が落札しました。脱水機本体は、藪田機械株式会社の製品ということです。工事の工期は3月22日までとなっています。

次に機械脱水機と建築工事の入札ですが、12月28日に実施設計及び、工事監理業務委託の見積入札を町内の建築設計業者3社に行い、木下建築設計事務所が落札したそうです。建屋の構造は鉄骨2階建てとしています。設計書により工期は3月22日までとし、町内の建築業者5社を指名して入札を2月1日を予定しておりました。

委員から将来的に、水道事業の事務所を役場からこの浄水場の方へ移すことになっているが、機械脱水機等にくっつけるという考えはないのか、との質問に対し、執行部からは事務所についてはもう少し上流側に建てる予定であるが、レイアウトについてコンサルタントに相談をかけているとの回答でありました。

また、新しい浄水場のあたりに、農村歌舞伎舞台も含めた観光スポットが考えられないのか、との質問には地元委員さんより、村里事業でこれまで桜を植えたり、案内看板をつけたり、草刈りをしたりしているが、更に手を入れて公園などにならないか自治会長に話を繋いでいただけるという意見がありました。

委員会としましては、浄水場が新しくなるに伴い、執行部の方でいろいろ検討していただくよう要望をいたしました。

以上で、閉会中の水道事業特別委員会で調査、協議したことにつきまして概略的に説明させていただきました。

以上です。

○議長（三枝邦彦君）

病院再編調査特別委員長 井上正清君。

○病院再編調査特別委員長（井上正清君）

おはようございます。

2月13日に、病院再編調査特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

今回は、小豆新病院仮所問題について、委員からの提案要請を受けまして、協議を進めました。委員より本委員会前に開催された全員協議会において病院問題の意見が出ましたが、新病院統合の前に土庄中央病院の問題が出てきましたのでどっちが先にやるかということで、土庄中央病院の解決をつけてから新病院統合をどうするか、という考えであります。

資料については、セコム医療システムの方からこの前の資料の他に、活性化に向けて、というのをお配りしております。23ページの今後の介護施設と医療という問題点で、誰も介護施設にも入れない、自宅でも見てもらえない、医療機関でも見てもらえない、というのが増えているというのが問題点で、大都市の周りの地区で、病院を持った介護施設があるような新しいビジネスを小豆島でも展開したらどうですか、というような提案でC C R Cというもの。

土庄町の場合、お金はないんですけども、病院の周りに土地を持っている。今後、新しく都市の思想を取り入れる考えでいったらどうか、ということでこの資料を提示いたしました。

これは、この前に土庄中央病院と内海病院の外部分析でもらったセコム医療システムが国の提案として出してもらった都市部でやっている次世代の高齢者対策、次世代をどうしていかなければならないかということで企業が最先端でやっている。団塊の世代が、7、8年先には75歳というなかで次の対策をしていかなければいけない。国も、厚労省あたりもかなり深刻な問題。都市部では土地は高いし、病院も介護施設も少ない。

そういう中で次に求めるのは病院とセットにして、病院を黒字化していく。三宅先生がしているのは、地域医療のこと、このあたりに符号するのではないか。土庄町として外部資本を入れ、人も入れ、活性化するビジネス。観光客だけでなく外部の人、患者を取り入れて病院の経営を安定化させていく新しいビジネスを考えたらどうですかという提案です。

今、高松のマンションの販売で病院、診療所が一緒になった賃貸マンションを販売しているが、すぐに売れるらしい。そこへ住めば訪問みたいな診療がすぐに受けられる。金融機関もそういうのに、お金を出す。今、ものすごく流行っているらしい。土庄の中央病院も診療所に変えた後、医療組合でやるかやらないか分からないが、土庄町で単独で、というのも考えなければならない。

岡山大学問題で、土庄の中央病院をどうするか大問題になってくる。執行部は、いま決断の時である。香川医大も含めて慎重にやらなければいけない。委員より、明日議長は岡大の方へ引き続き先生を残して欲しいとお願いに行くらしいですが、今までの町としての対応を問われているわけです。

また、委員より医療組合の議会へ出しているうちの議員は新病院の統合も大事だけれど、我が町の病院をどうしていくか先に決めないといけないと思う。この前の負担金割合が2分の1は仕方がないにしても、次は我が町が病院問題は先にするか、と言うべきである。

うちの病院が継続できるかどうか分からないという理由もあるだろう。執行部より、この委員会でそういう問題が出た中で、医療組合に早く収支報告を出すよう文書で出した方がよい。向こうからの回答を待っていればいつになるか分からない。審議できないという意見がありました。

また執行部より、収支計画は近日中に医療組合の方から町長、副町長に説明に来ると聞いております。その後に医療組合の議会もありますので、町長、副町長に説明した後で了解のもとに26日の定例会に提出予定との報告がありました。

議員より、新しい病院の管理者と院長は兼ねるのか、に対し執行部より、まだ分からない。三豊病院も、県立中央病院も別々のもの。今日の特別委員会は、今回提案されました土庄中央病院を今後どうするのか、この方向も付け加えまして医療組合の管理者宛てに収支報告の提出要請を文書で出すということで、閉会しました。

以上で、閉会中の病院再編調査特別委員会で協議したことについて、概略的に説明させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（三枝邦彦君）

新小学校調査特別委員長 藤本誠助君。

○新小学校調査特別委員長（藤本誠助君）

おはようございます。

去る、1月21日に新小学校調査特別委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告をいたします。

まず、教育総務課長より実施設計の内容についての説明を受けました。敷地面積は2万6,848㎡でこれは23年6月に八代田氏より購入した2万2,490㎡と中学校用地2,606㎡と海岸の保有地を占用した1,752㎡の合計です。全体の配置設計は、給食センターの進入路を進みますと正門に入ります。ふれあい広場を挟みまして、体育館と校舎になり、校舎の並びにプールを建設し、そのグラウンド側に防災倉庫を設けます。

また、体育館の横には職員来客用駐車場55台を設置し、海側は護岸を利用した芝のスタンドで、校舎側も花壇を含む階段を利用したスタンドとなります。

また、防犯上として学校敷地周りには高さ1.8mのフェンスで囲み、各門には全部で5台の防犯カメラの設置を考えています。

校舎の1階として中庭を中心に南側に普通教室ですが、1、2年生となります。自動玄関、エントランスホールの右側が、事務室や職員室の管理部門となり、中庭右側の多目的室、1と2はランチルームですが、機能上、会議室としても使用できるよう可動式間仕切りを設置いたします。中庭はゴム製の舗装と、人工木材によるウッドデッキになり、イベント場としても使用可能です。エレベーターは、15人乗りで給食コンテナの搬送が主な目的です。

2階の普通教室には、3、4年生が入ります。北側の特別教室は、理科室、家庭科室、図工室、音楽室となり、東側にはコンピューター室と図書室となります。特別教室の前の廊下は幅が6m以上あり、ワークスペースや展示場として幅広く利用できます。また西側廊下からは、体育館への通路となり、図書室から屋上テラスデッキへ出まして、屋外での読書も楽しめます。

3階の普通教室は、5,6年生の高学年で屋上部分は避難広場となります。転落防止として周辺は高さ1.6mのフェンスで囲みます。体育館の1階部分は南側に開口部を多く取り風通しを良くし、体育館2階には校舎棟からの渡り廊下が接続します。2階ホールより1階コートの試合の観戦ができます。

また各年度毎の外構土木工事の説明があり、これらの土木工事は建築の本体工事と分離し、地元土木業者への分離発注としたいと考えており校舎、体育館等の建築工事につきましてもプール棟や防災倉庫、太陽光発電など本体建築工事とは分離できるものは、地元業者への分離発注が必要と考えています。

しかしながら、校舎、体育館はピロティ、渡り廊下、大屋根等で一体化しており、電気、給排水の設備等も全て管理いたしております点と、財政状況を考慮し、一般競争入札でできるだけ安く良い物を建てたいという点、施工責任の明確化という点を考えたいとのことであります。

次に、地元ひのき材の使用につきまして説明がありました。昨年12月4日に大部財産区、大鐸財産区、香川県環境森林課、農林水産課同席で新小学校に両財産区と土庄町有林と併せて合計940本のひのき材を使用するというごお願いし、使用箇所は主に廊下の腰板で、他にランチルームの天井やトイレ前のベンチなどに使うということでした。

最後に、八代田氏より土地の寄付を12月に正式に受けまして、年内に無事登記も完了したとのことでした。公簿上ですが、合計で1,544㎡であるとの説明でした。

その後、質疑に入り、委員より総工費についての質問がありました。課長より、総工費については土木工事など全て含めて25億から27億ぐらいの間だと思ふとの答弁がありました。

また、委員より補助金の内訳は分からないのか、との質問に課長より、補助金につきましては新しい交付金ができているので、それを含めて現在協議中です、と答弁があり、千葉副町長より交付金について、今度の補正予算の中でどういうものがでてくるか今県のほうに確認してもはっきり分からない。ただ、要綱だけは出しなさいという話の中で有利なものがあれば、そちらに変更する可能性もある、ということでご承知おきいただきたいとの答弁がありました。

また、委員より、空調は全部入っているのか、という質問に課長より、普通教室と特別教室には全て空調設備は入っている。体育館は入っていない、との答弁がありました。

また、委員より、空調は何でやる予定なのか、との質問に課長より、電気です。基本設計の時にガスも検討したが、都市ガスの場合は有利だが、プロパンと電気の比較をしたら電気の方が良いだろうということで、できるだ

け自然の光を取り入れたり、LEDにしたりして、できるだけ電気代を抑えたいということで実施するということでありました。

委員より、照明は全部LEDなのか、との質問に課長より、LEDは体育館の照明とか、トイレ、階段の照明に使う。教室は、蛍光灯で実施するとの答弁がありました。

また、委員よりビオトープについて質問があり、課長より、ビオトープについては八代田さんから寄付していただいた土地の中では、まだ計画していない。ただ、海水の取り込み口については整備するが今後の課題としたいとの答弁がありました。

委員より折角寄付していただいたのだから、完成の時には少なくともビオトープみたいなものを作り、竣工時の時には町として寄付に対する気持ちを表さないといけないのではないか、との意見がありました。

また、委員より階段が多くあるというイメージがあるが、との質問に課長より、グラウンドの外側に花壇と階段が交互にあります。そこが、運動会には階段がベンチ替わりになるようにしています。体育館の南側も階段になっています。何箇所かスロープをつけて車椅子でも行けるようにしています、との答弁がありました。

また、委員より周辺の用地の方は買収するか早く決めて検討して欲しい、との意見がありました。

また、委員より塩田跡地といった看板を設置するのか、との質問に課長より、昔の風景とか塩田の風景の写真を利用し、実施したいと思っている、との答弁がありました。

また、委員より各小学校のそれぞれ使えるものは全部利用するのか、との質問に課長より、各小学校の備品は来年4月以降に整理をしていくが、できるだけ使っていく、との答弁がありました。

また、委員より建築工期について質問があり、課長より、本体の建築工期については、一般競争入札になるだろうと思いますが、一般競争入札は7月か8月で入札、できれば7月中に入札したいと思っている。完成が平成26年度11月末を工期としているとのことでした。

その後いろいろ委員から意見、質問が出されましたが、主なものだけを紹介させていただきました。

以上で、閉会中の新小学校調査特別委員会で審議いたしました内容についての報告を終わります。

○議長（三枝邦彦君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

失礼します。

1月30日に、観光振興特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

今回は、公設民営フェリー問題について、町内でフェリーの新規航路公設民営化を検討するためのプロジェクトチームを昨年10月から設置しており、内容について企画課より資料をもとに説明がありました。具体的な目的として本町は島しょ部に位置するため、島外への交通機関はフェリーなど定期航路を利用しなければなりません。本州四国連絡橋を含む高速道路の通行料金が割引される中、フェリーの車両航送料金は利用者にとって負担が大きいという現状があります。

このため航路運賃改善は、住民生活の安定化に加え観光客の交流人口増加にも繋がり、経済波及効果が高いものであると考えられます。

これを踏まえ、船舶運航事業者に代わり本町が船舶の代替建造を行う公設民営方式を研究し、利用者にとって利用しやすい航路の構築を目指すというものです。

プロジェクトチームで、現段階での検討内容は、4点あります。

まず1点目に、町内港湾の利用について。大部港、土庄港、東港の利用が可能か検討しました。

大部港には現在瀬戸内観光汽船所有の棧橋がありますが、当該事業者との協議により使用不可能である場合、水深の関係上、北東の埋立地にフェリーを着岸させるしかありませんが、現在の岸壁では着岸できません。専用棧橋の建設が必要であり、防波堤等の外郭施設がないため稼働率及び、安全面から利用は難しいと思われれます。

次に土庄港ですが、岸壁の利用状況から追加での運航は不可能と思われれます。

また東港ですが、先端の岸壁は現況での縦着利用は、安全面から認可は難しいと思われれます。このために水深4.5mに対応した専用棧橋の建設が必要となります。

2点目に、船舶建造について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による共有船舶は、建造時の費用を当該機構と分担するため本町の初期負担は2～3割負担であります。共有期間終了まで使用料として、当該機構への支出が発生します。

つまり、実質はリース契約であり、財政的負担を軽減させるものではありません。

また、離島振興法による離島指定がなされていないため、離島航路構造改革補助は受けられず、起債にも限度額があります。仮に、建造しても定期検査等

により大きな負担となるランニングコストの問題もあり、また民間運営社が倒産となれば公設船舶は本町へ戻ってくることになり、係留等の保有、保管にも多大な経費がかかることとなります。

3点目に航路運賃の設定について。

設定方法は、海上運送法による指定区間か、そうでないかにより異なります。四国運輸局によると指定区間である場合、区間ごとに運賃上限額が設けられており、その中で旅客運賃、又は車両航送に係わる原価、利益を上乗せし運賃設定をすることになりますが、指定区間外である場合は自由に設定が可能となります。指定区間内外を問わず、両者とも補助金注入により運賃を引き下げることは可能であるとのことでした。

4点目に、小豆島ギャップ調査結果について、小豆島観光協会が東京都、愛知県、大阪府、兵庫県及び香川県のインターネットモニター会員 1,040 名を対象に主に観光についてのアンケートを実施した中に、小豆島への各航路認知度についての調査がありました。内容として、土庄－高松、福田－姫路、その他の航路として岡山、神戸、日生への各航路で聞いたことがある、知らないという回答が多くを占めており、各航路のこれからの回答を平均化し、合算すると約 8 割が小豆島への航路についてあまり知らないという結果になっております。

以上、4点が現段階でのプロジェクトチームの検討状況であり、公設民営化フェリー問題について引き続き調査、研究していきたいとの説明がありました。

委員より、船舶建造についての中で離島に指定されてないためとあるが、今年中に離島指定になれば起債がどのくらいの率で有利になるのかの質問に、新設には、離島指定された場合はハード施設面で、例えば交付税の算定とかメリットはあります。

ただし、離島指定と航路の補助が別形態になっている。したがって、離島航路に指定されたとしても、小豆島のように合計 9 航路あるようなところでは、豊島のような離島航路に指定されることは現段階ではありません、との回答でした。

また委員より、大部港についての岸壁は大きな船舶であれば北側の外側へ新設しなければならない。小さいものであれば、中に入れるというところまでは研究しております。東港については、エンジェルラインの高速艇が着いておりますが、フェリーとなると西側の岸壁が使えます。

船舶建造については、2割は土庄町でお金を調達しなければいけない。あと 8割は機構の予算を使うのですが、当然返済していかなければならない。くれるお金ではない。航路を新設するには、1年ぐらい審査がかかる。いろんな事前協議をやってこれで結構ですよ、となれば本申請になる。公共交通の運賃が非常

に高いというので、外国人の観光客が来にくくなっている。安くしなくてはいけない、というのが運輸省、国土交通省の考えです。

それに対応していくためには、ある程度下げていかななくてはいけないというので、政治的な配慮が以前よりは出やすくなったというのは現実である。観光と同時に、産業の振興をするためには、フェリーの新設とか競争の中に入って行ってやるしかないのではないか。やるという方向に向いて調査をしないといけないのではないかと思います。フェリーの足の問題だけではないので、新しい観光スポットを作るといふのと同時にやらなければいけない。それを行うことによって新しく集客ができるのではないかと、との意見がありました。

執行部より1点は、新規航路の開設の手続き。もう1点は、船を作るにあたっては一般旅客向け定期航路事業の許可がある。どちらが先か分からない中で、進めているということも知っていただきたい。ですから、委員会として集約をやっていただきたいとの要望があり、委員より今日の依頼として、まず新造船を作る場合は、機構が国に対して予算をとってもらわないといけない。予算をとってもらうためには申し込みをしないといけない。申し込みをするには、2月の末にこういう船を建設しますという申し込みをしなければならない。

来年度、この件が話を着いたら予算を付けましょう、ということになったらいい。この件の話が着かなかつたら繰延になる。この件の話が着かないことには、新造のお金は出してもらえない。2月の末が限度ですから、お金がつかなければ船舶の図面が作れない。船舶の図面ができなければ事前協議に入ってくれないので、まずこの件を申請する前段階として、国に対して8割の予算を確保してもらうために、機構へ申請するしかない。

更に1航路でいくらの売り上げができるか、という調査をしなければならない。3億5千万円の売り上げができるかどうか。こういう航路をやった場合、航路申請にあたっては、この航路にする場合は、運賃をいくりにするというのを全部出さないといけない。

この航路をやって赤字にはなりませんよ、というのを全部出し、何人乗ってどの客がどういう風になるかというところまで出さないといけない。専門家の意見では、航路圏に入る前に予算の枠組みをしておかないことには駄目ですよ、ということは聞いている。航路の申請に、1年かかれば延びて再来年の予算になる。

本委員会では、申請書の提出について前向きに進める、ということで協議を終了しました。

その他としまして、とのしょう観光協会が桜の植樹を300本ぐらい高見山の展望台の所に考えております。別になりますが、赤松柳史の句碑がいま内海の

オリーブの丘にありますが、それを高見山に持って行こうという話もあります。

委員より、桜を植えるのなら芝桜を植えれば、海からもよく見えるのではないか。手間はかかるが、さくらさくらと言わずに方向を変えて考えてもらいたいとの意見がありました。

以上で、閉会中の観光振興特別委員会で、協議したことについて概略的に説明させていただきました。ありがとうございました。

○議長（三枝邦彦君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（三枝邦彦君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

水道事業特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、水道事業特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

病院再編調査特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、病院再編調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

新小学校調査特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、新小学校調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

観光振興特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、観光振興特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 35 分

再 開 午前 10 時 50 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

施政方針大綱の説明

- 議長（三枝邦彦君）
日程第 4、町長より平成 25 年度施政方針大綱の説明を求めます。
岡田町長。
- 町長（岡田好平君）

本日、平成 25 年 3 月土庄町議会定例会において、平成 25 年度の予算案をはじめ、各議案のご審議にあたり私の町政運営に取り組む所信の一端と、新年度施策の大綱について申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じております。

昨年のわが国を振り返りますと、東日本大震災からの復興需要や施策の実施により、景気回復の動きが見られましたが、その後、世界経済の減速等を背景に輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きの状況になりました。政府は、平成 25 年 1 月に日本経済再生に向けた緊急経済対策を策定し、日本経済再生に向けて、大胆な金融施策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指し、この取り組みとしてまとめられた平成 24 年度補正予算が成立し、緊急経済対策の実施に伴う景気の下支えと切れ目ない経済対策による景気回復が大いに期待されるところであります。本町におきましても、国の補正予算にあわせて事業を 3 月補正予算に計上し、その全額を繰り越すこととしております。

平成 25 年度の地方財政見通しは、歳出規模 81 兆 9,100 億円で 0.1%の増とな

っております。歳入面において、地方税は、1.1%の増、地方交付税は、2.2%の減、地方債は、1.9%の減となっており、一般財源総額は、59兆7,526億円と0.2%の増額となっております。

一方、本町におきましては、今後10年間のまちづくりの指針となる第6次土庄町総合計画を策定いたします。計画の愛称は、きらめき創造プランとのしようとし、まちづくりの基本理念は、第1に「魅力あるまちづくり」として、歴史や伝統文化など地域資源や誇れる景観を守り育て、産業振興を図り、創造性と魅力で結ばれたまちづくりを進めてまいります。第2に「安心して快適なまちづくり」として、町民一人ひとりが笑顔に満ち安心して安全な地域での生活を送れるように、医療・介護・福祉の充実ならびに危機管理体制と基盤整備の推進により、快適なまちづくりを進めます。第3に「支え合うまちづくり」として、先人より受け継いだ自然豊かな町に住みたい、住み続けたいとの思いや人々の絆、地域のつながりを通して、明るい未来に向けた自助・共助・公助の連携による協働のまちづくりに取り組んでまいります。

それではまず、平成25年度当初予算の規模から申し上げますと、一般会計76億3,100万円、特別会計42億8,200万円、企業会計30億700万円で、予算規模の総額は、149億2,000万円とし、前年度に比べ、一般会計は14.2%の増、特別会計は、2.1%の増、企業会計は、2.8%の減となっております。

まず、歳入につきまして主な内容を申し上げます。

町税は、0.7%の減になっており、地方譲与税は、12.0%の減、地方消費税等の地方交付金は、8.6%の減、地方交付税は、前年度並みとなっております。国庫支出金は、新小学校建設事業にともない、60.1%の増、県支出金は、港湾整備交付金事業等により、8.2%の増加となっております。町債につきましては、新小学校建設事業などにともない、63.3%の増加となっております。

次に歳出につきまして、第6次総合計画による、まちづくりの5つの基本目標、住んでよく、訪れてよかったと思えるまちづくり、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくり、子育てしやすく賑わいのあるまちづくり、住み慣れた地域で豊かに暮らせるまちづくり、協働と連携により自律するまちづくり、に沿って順を追って主な内容をご説明申し上げます。

第1に、住んでよく訪れてよかったと思えるまちづくり、に取り組んでまいります。

まず、観光・交流の推進といたしまして、平成25年3月20日から、瀬戸内国際芸術祭2013～アートと島を巡る瀬戸内海の四季～が季節ごとに分かれ、のべ108日間の長期間にわたり開催されます。前回の開催エリアに加えて5つの島が加わり盛大に開催されることは、本町にとりましても町のPR、観光客の

誘致にとって大きなチャンスであり、町の活性化とあわせて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

小豆島には、29 作品、豊島には、15 作品の展示が予定されており、観光客の方に自然、歴史、文化と芸術が融合した癒しと和みのあるゆっくりとした雰囲気を楽しむことのできる滞在型観光モデルを進めてまいりたいと考えております。また、観光客への観光情報の発信及び利便性の向上といたしまして、このたび町内 3 か所に無料で公衆LANサービスが利用できるWi-Fiスポットを県内自治体で初めて設置しており、海外観光客に対応するためのパンフレット、案内看板などの設置も実施してまいります。まちの玄関口である土庄港の整備が完了し、港の愛称を「オリーブポートとのしょう」と命名し、港のシンボルとして、チェ・ジョンファ氏のモニュメントを設置しまして、観光客をお迎えする体制を整えてまいります。その他に、芸術祭開会中の町オリジナルイベントとしまして、北浦、大部地区の石の絵手紙ロード、小海の農村歌舞伎とふるさと市、夏の夕暮れ・夕涼みコンサート、秋の小豆島 石の未来シンポジウム 大阪城と小豆島 瀬戸内海「海の道」・北浦の太鼓祭りを予定しております。

移住交流推進事業では、既存の移住促進事業交付金に加えて、簡易の宿泊施設を整備することによりまして、短期の移住体験を可能にすることで、移住希望者の利便性の向上及び負担の軽減を図り、移住者の増加を図ってまいります。

第 2 に、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり、に取り組んでまいります。

本町は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、災害に備える対策を進めてまいります。小豆広域と連携しながら、耐震化、津波対策を備えた消防庁舎の建替や消防デジタル無線設備の導入に取り組むとともに、老朽化の激しい消防本部のポンプ自動車の更新も負担金として計上しております。

また、災害時の非常時電源用の蓄電池を備えた太陽光発電設備を大部公民館に設置いたします。

災害情報の伝達につきましては、防災行政無線の操作盤のデジタル化が完了いたしまして、住民の方へ全国瞬時警報システムによる素早い情報伝達が可能となっております。

耐震化対策といたしましては、豊島小学校の耐震診断を実施するとともに民間住宅の耐震対策支援として、耐震診断および耐震改修工事の補助額を引き上げ、支援の拡充を行います。災害防止のための急傾斜崩壊防止事業、自然災害防止事業を引き続き実施するとともに大部地区の土砂災害ハザードマップを作成いたしまして、土砂災害警戒区域の周知による被害の軽減を図ります。その

他、県営の地すべり対策事業、ため池整備事業、農村災害対策整備事業に負担金を計上いたしております。

また、防災活動の役割を担う自主防災組織の活動を支援するために、組織のメンバーの方に防災士資格の取得に対する助成を行い、災害時の防災に対する一定の知識のある人材の養成を図ってまいります。

さらに、防災意識の向上と危機管理のための総合防災訓練の継続的な実施や老朽化している消防団のポンプ自動車の更新、消防団施設の修繕を行い、設備の拡充を図ってまいります。

生活基盤の整備といたしましては、道路の維持管理、改良工事及び生活排水路などの整備工事を実施するとともに港湾施設、漁港施設の整備を図るため、馬越港、唐櫃漁港、田井漁港にかかる港整備交付金事業を、また、社会資本整備交付金事業として、小海線改良事業、大谷ポンプ場の新設工事、公営住宅解体工事、小海浜集会所建設工事を実施するとともに、地域の元気臨時交付金事業として、道路橋りょう等の調査点検業務を実施し、住民の暮らしやすい居住環境づくりを推進してまいります。

環境対策への取り組みといたしましては、再生可能エネルギーの利用促進のために、本年度から家庭用太陽光発電設備設置に対しまして、助成を実施してまいります。また、CO₂削減に効果のある電気自動車を庁用車に導入することに加えまして、電気自動車の普及促進、利便性の向上のために住民の方だけではなく観光客にも利用していただける緊急充電器を土庄港の町営駐車場に設置したところであります。さらに、環境にやさしい電動レンタサイクル事業を継続するとともに、循環型社会への取り組みとして、ごみの減量と再資源化を図る分別収集を推進してまいります。河川、海の水質改善といたしまして、瀬戸内海に1万3,000トン以上あるといわれる海底堆積ごみの回収・処理のために漁業者、市町、県が連携して取り組むとともに合併処理浄化槽の設置補助を拡充して普及を図ります。

し尿・ごみ処理施設の更新事業につきましては、住民生活に密着した欠くことのできないものであり、引き続き真摯に取り組んでまいります。

農業の面では、有害鳥獣の被害対策として、鳥獣害対策協議会との協力体制の強化を図るとともに、対策用資機材の拡充を図り、大鐸財産区事業では、鳥獣害防止柵を設置していきます。

オリーブ生産拡大総合支援事業といたしましては、オリーブの生産拡大を推進するために植栽に対する助成を行ってまいります。また、耕作放棄地の再生事業や農地・水の保全管理を図る事業も引き続き実施するとともに、青年の就農給付金事業として新規に就農される方への助成による支援を引き続き行い、

農業の担い手の確保、後継者の育成を図ってまいります。

林業の面では、森林の持つ水源涵養機能や山地災害防止機能の維持を図ってまいります。

水道事業においては、小瀬地区配水管布設替工事や琴塚浄水場急速ろ過池修繕工事などを実施し、安定的に水を供給できるよう計画的な老朽管の布設替えや浄水場施設の修繕を図っていきます。肥土山浄水場の更新工事につきましては、早期の供用開始に向け、着実に進めてまいります。

第3に、子育てしやすい賑わいのあるまちづくり、に取り組んでまいります。

教育環境の充実といたしまして、本年度から新小学校の本格的な工事に着手し、平成27年度の開校に向け着実に進めてまいります。また、地域の元気臨時交付金事業によります小学校プール建設事業を実施いたします。

特別支援教育につきましては、支援を必要とする児童への特別支援員の増員配置を行うとともに複式学級に対して補助教員を配置いたします。

小中学校の英語教育の充実のために外国語指導助手を引き続き配置し、外国語への興味づけなどを図ってまいります。また、地域の教育力の向上を図る学校支援ボランティア事業や放課後の子どもたちの居場所づくりとして子ども教室事業にも引き続き取り組んでまいります。

子育て環境の充実といたしまして、子育て世代の経済的負担を軽減するための乳幼児医療の助成は、現在、小学校就学前までの子どもを対象として実施しておりますが、本年度から小学校就学後から中学校卒業までの子どもを対象に入院費用を助成する子ども医療費支給事業を新たに実施してまいります。

5歳児健診事業といたしましては、就学に向けての心配事や不安感を軽減するための5歳児健診を実施いたしまして、相談体制の充実を図ってまいります。

未熟児養育医療費支給事業では、入院養育が必要と認められた未熟児に対しまして、指定医療機関においての必要な入院医療費を給付し、未熟児訪問指導による養育支援を実施いたしてまいります。

不妊治療費に対する助成、妊婦健康診査の助成、エンゼル祝い金及びすこやか手当事業を引き続き実施するとともに、子育て支援センターでは、地域の子育て親子の交流を促進する拠点といたしまして、地域の子育て支援機能の充実を図ります。病気の子どもの一時預りを行う病児・病後児保育事業は、ニーズが増えており引き続き支援してまいります。

スポーツの振興といたしましては、著名な選手や指導者の講演会、各種教室、イベント等の開催を通しまして幅広く町民の方がスポーツ活動に参加できる機会の拡充に取り組むとともに、各体育施設の利用促進としての合宿誘致とあわせてスポーツ交流の推進を図ってまいります。

文化財の保護、整備につきましては、町の文化財を保護するために町指定の文化財の修理及び管理に対し補助制度を実施いたします。また、芸術祭期間中に、石の未来シンポジウムを開催し、小豆島の石の歴史価値の検証や情報発信の取り組みを積極的に行ってまいります。

第4に、住み慣れた地域で豊かに暮らせるまちづくり、を目指してまいります。

保健衛生の面では、健康増進計画や特定健康診査等実施計画に基づき、町民の健康保持・増進に向けた取り組みを推進してまいります。生活習慣病の予防、疾病の早期発見のための健康相談などを行う健康増進事業、がん検診等の検診事業、乳幼児の各種予防接種から高齢者のインフルエンザまでの予防接種事業を継続的に取り組んでまいります。また、全小学校の4年生を対象とした小児生活習慣病対策事業を実施いたしまして、小児習慣病の抑制や将来の慢性疾病予防を図ってまいります。

障害者福祉につきましては、障害者計画及び障害福祉計画に基づきまして、障害者が地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。新たに、難聴児補聴器購入費用助成事業といたしまして、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児の補聴器購入に要する費用の助成を実施してまいります。また、身体障害者相談及び知的障害者相談の実施や重度障害児の島外通院における交通費の助成も引き続き実施してまいります。

高齢者福祉といたしまして、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、高齢者の生活支援を進め、地域の中で支え合いながら暮らしている体制づくりを図るとともに高齢者が要支援・要介護状態にならないようにするための介護予防事業の推進及び在宅での介護サービス体制の充実を図ってまいります。

医療につきましては、先進医療分野に力を注ぐことは当然ではありますが、地域医療や在宅医療の重要性は、島であるが故に大切であり、医療に関わる人材育成は、喫緊の課題でもあります。地域医療は、住民、医師、行政がお互いに理解し合い、知恵を出し合い、支え合う医療環境を守っていくことが肝要であり、医師不足の島から、医師が来たくなる島を目指し、新病院建設事業を含めて小豆島モデルの地域医療、在宅医療を作りあげていく覚悟で頑張ってまいります。

公共交通につきましては、町民の生活交通手段としての役割を担っております。地域生活路線の運行事業と豊島地区のシャトルバス運行事業を引き続き行い、生活に密着した交通手段の維持・確保に努め、海上交通では、豊島航路の小型旅客船化に対応するための整備を実施しているところであります。また、

高齢者の運転免許証の自主返納支援事業によりまして、交通事故の防止と公共交通の利用促進を推進してまいります。

最後に、協働と連携により、自律するまちづくりを目指してまいります。

まず、地域住民自らによる魅力あるまちづくりにむけた活動を支援してまいります。行政と自治組織との連携強化に取り組み、活動拠点である自治会集会施設等の整備への支援を通じてコミュニティ機能の向上に努めるとともに、旧村単位での地域性を生かした特色のある活動を促進するため、地域活性化支援事業を引き続き実施してまいります。

情報化の推進といたしましては、超高速ブロードバンド整備促進事業において、昨年度に引き続き光ファイバー網の整備を民設民営により実施しており、その負担金を計上しておりますが、町内のほぼ全域で通信サービスの利便性の向上が図れることとなります。

また、健全な行財政運営に取り組んでまいります。

中期財政計画でも示されておりますとおり、今後の大型施設等の更新事業により、町財政は厳しい状況を迎えます。定期的な計画の点検、見直しを図るとともに行財政改革大綱に沿って、事務事業の見直し、簡素で効率的な組織・機構体制に努めてまいります。

一方、歳入の確保として、債権管理室を設置し、税等の徴収強化により成果を挙げているところでありますが、引き続き税収以外も含めて自主財源の確保について取り組んでまいります。

町政運営の基本的な考え方と施策の一端を申し上げたところでありますが、少子高齢化の進むこれからのわが町のまちづくりは、地域の特性を生かして新たな活力を生み出し、交流人口の増加を図るとともに、町民と行政が協働・連携を推し進めて、魅力ある、安心して快適な、支え合うまちづくりに取り組んでまいり所存であります。

以上で私の町政運営の基本姿勢と、本日提案いたしました平成 25 年度予算案の概要を申し述べましたが、議員の皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、説明といたしたいと思っております。

ありがとうございました。

議案の上程、提案理由の説明

○議長（三枝邦彦君）

日程第 5、議案第 1 号、平成 24 年度土庄町一般会計補正予算第 6 号の件から、日程第 56、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題と

いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（三枝邦彦君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

それでは、今期議会に提案されました平成 24 年度各会計補正予算条例議案と、そして平成 25 年度各会計当初予算議案につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、順次ご説明をさせていただきます。

まず補正予算関係議案でございます。

議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、平成 24 年度土庄町一般会計補正予算第 6 号でございます。第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明を申し上げます。それでは、補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

24 ページをお開きください。

歳出の方から申し上げますが、歳入につきましてはその都度、申し上げます。

2 款 1 項でございますが、まず総務事務費では小豆地区広域行政事務組合の負担金確定によります増額となっております。

次に、総合計画策定事業ですが、業務委託を計上し印刷費を減額をいたしております。

次に、地域生活交道路線運行事業では、大鐸線、四海線、西浦線、灘山線のバス運行の委託金で財源は、2 分の 1 は県補助金でございます。

次に、防災行政無線管理事業では、事業完了によりまして地方債を減額し、財源更正を行っております。

次に、豊島交流センター維持管理費につきましては、雨漏りの修繕費でございます。

次に、超高速ブロードバンド整備促進事業は、工事完了によります事業費の減額でございます。併せて地方債も減額をいたしております。

次に、基金積立費でございますが、財政調整基金積立金利子分と減債基金積立金は超高速ブロードバンド事業の減額による県補助金の減額分となります。財源につきましては、全額財産収入及び県補助金でございます。

また、豊かなふるさとづくり基金積立金につきましては、ふるさと納税寄付金 22 件分でございます。

次に、2 款 2 項徴税费になります。

賦課徴収事務費でございますが、町税 6 件分と 23 年度県民税精算による過年

度還付金でございます。

26 ページをお願いいたします。

2 款 4 項選挙費でございますが、香川海区漁業調整委員会委員選挙費及び衆議院議員選挙費につきましては、精算により減額をいたします。財源の県費も減額をいたします。

3 款 1 項社会福祉費になります。介護保険事業特別会計繰出金は、居宅介護サービス給付費等の増加に伴う町負担分でございます。

28 ページをお願いいたします。

認知症判定機器整備補助金は、社協が行う認知症予防啓発事業に対しまして助成するもので、過疎緊急対策事業といたしまして全額国庫補助金でございます。障害者自立支援給付事業は、居宅介護サービスが当初見込んでいた利用量を上回る見込みでございますので、増額をいたします。

障害者程度区分認定事業につきましては、小豆広域行政事務組合の負担金の確定により減額をいたしております。国民健康保険事業特別会計繰出金事業につきましては、徴税費の電算委託料の減額によるものでございます。後期高齢者医療費事業は、検診事業の利用者減少にともない特別会計への繰出金を減額をいたしております。

3 款 2 項児童福祉費でございます。

子ども手当返還金につきましては、平成 23 年度精算に伴う返還金でございます。職員給付費につきましては、延長保育を利用する職員の時間外手当でございます。また、賄い材料費の減額につきましては職員給食費の減少見込みによるものでございます。病児病後児保育事業委託料につきましては、利用者数の増加に伴う補助金の増額でございまして、財源の 3 分の 2 は県補助金でございます。

30 ページをお願いします。

4 款 1 項保健衛生費でございます。小豆地区広域行政事務組合負担金につきましては、精算による減額でございます。小豆医療組合負担金につきましては、実施設計の翌年度実施による減額でございます。斎場維持管理費につきましては、燃料費の単価アップと豊島斎場炉の修繕でございます。

4 款 2 項清掃費でございます。塵芥処理事業では、小豆地区広域行政事務組合臨時職員の退職手当精算による負担金の増額でございます。塵芥処理施設維持管理費でございますが、燃料費の単価アップ、収集車 1 台廃車による減額及び委託料は精算による減額でございます。

32 ページをお願いいたします。

5 款 1 項労働費でございます。働く婦人の家の調理室修繕に係る費用でござい

まして、財源は緊急対策事業で全額国庫補助金でございます。

6款1項農業費です。戸別所得補償制度推進事業につきましては、精算見込みによる減額でありまして財源の県補助金を減額をいたしております。とのしょう産直施設整備補助金につきましては、東港に施設を設置するための農協への補助金で過疎緊急対策事業といたしまして、全額国庫補助金でございます。

地域経済力循環創造事業でございますが、豊島地区と四海地区におきまして水産加工などの食資源流通事業、それから特産品の開発、再生可能エネルギー発電による地域経済循環創出事業などを実施するものでございまして、財源は全額国庫補助金でございます。

農地一般事業ですが、県営事業に対する負担金でありまして県及び郡の土地改良事業連合会や協議会への賦課金が、事業の減少により減額をいたしております。県営土地改良事業につきましては、県営事業の額の確定による負担金でございます。財源につきましては、受益者負担金分担金の減額をいたしております。

34ページをお願いいたします。

2項林業費でございます。小学校建設によります間伐を1年繰り延べをするために、減額をいたしております。大部財産区特別会計繰出金につきましては、間伐の事業量減少による減額でございます。

7款1項商工費でございます。職員給与費につきましては、業務増加による時間外手当でございます。観光団体イベント助成事業は、温泉観光振興補助金の観光振興基金として積み立てるものでございます。電動レンタサイクル施設整備基金積立金につきましては、使用料の増加見込みによるもので、財源は使用料及び基金の利子でございます。

緊急雇用事業瀬戸内国際芸術祭につきましては、県の採択基準に合致しなかったもので減額しておりまして、併せて財源の県補助金も減額をいたしております。瀬戸内国際芸術祭事業につきましては、土庄港にモニュメントを設置するための構造計算の委託とフラワーポットの移設でございます。迷路のまちづくり整備につきましては、陣屋跡の改修に伴う費用と、迷路のまちづくり委員会への補助金でありまして、財源は過疎緊急対策事業として全額国庫補助金でございます。

36ページをお願いいたします。

8款1項土木管理費でございます。職員給与費につきましては、業務増加による職員の時間外手当でございます。

2項道路橋りょう費になります。県営道路橋りょう整備事業負担金につきましては、事業の確定により減額をいたしております。小海線改良事業につきまし

ては、事業の精算による減額でございます。財源につきましても国庫補助金 480 万円を減額をいたしております。

道路橋りょう長寿命化計画につきましては、橋りょう点検 48 橋などを点検するものでございまして、地域の元気臨時交付金事業といたしまして、前倒して実施するもので財源につきましても国庫補助金の 480 万円を充てております。

38 ページをお願いいたします。

3 項河川費でございます。県営河川整備事業負担金は、事業の精算により減額するものです。財源につきましても、県補助金 122 万 5 千円を減額をいたしております。

次に、4 項港湾費でございますが、施設等修繕費につきましては、小豆島フェリーの高速艇就航にともない港務所を修繕するものでございます。港整備交付金事業につきましては、事業費の確定により減額をいたします。

県営港湾整備事業につきましては、事業の確定により減額をいたします。財源のうち地方債も 3,100 万円減額をいたしております。

北浦港改良事業工事につきましては、事業の精算による減額でございます。財源の内、県補助金 44 万 8 千円を減額をいたしております。県営港湾整備事業は、東港護岸の補修工事でありまして、地域の元気臨時交付金事業で前倒して実施するもので、財源は全額地方債を充てております。

5 項都市計画費でございますが、総合都市交通体系調査負担金につきましては、小豆地区において計画中止に伴う減額でございます。

40 ページをお願いいたします。

長寿命化計画策定委託料でございますが、2 か所のポンプ場に要した経費で、湊崎都市下水路設計委託料は精算による減額でございます。財源の内、国庫補助金 115 万円を減額をいたしております。

6 項住宅費でございますが、民間住宅耐震対策支援事業につきましては、事業費精算により減額でございます。財源のうち国庫補助金 69 万円、県補助金 34 万 5 千円減額したものでございます。町営住宅長寿命化計画につきましては、事業費精算と簡易耐震診断を実施するものでございます。財源につきましては、国庫補助金 44 万 9 千円、地方債 45 万円を減額をいたします。

住宅耐震支援につきましては、診断を 3 件、改修を 1 件、地域の元気臨時交付金事業で前倒して実施するもので、財源のうち国庫補助金 54 万 9 千円、県補助金 31 万円を充てております。改良住宅長寿命化計画でございますが、事業費精算により減額です。財源につきましても、国庫補助金 44 万 9 千円を減額をいたしました。小海浜集会所委託料につきましては、精算により減額でございます。財源の国庫補助金 2 万 8 千円を減額いたしております。

42 ページをお願いいたします。

9 款 1 項消防費でございますが、常備消防事務につきましては小豆地区広域行政事務組合負担金の確定によりまして、減額をいたしております。消防団施設維持管理費につきましては、新入団員の被服費、それから土庄分団消防ポンプ車、消火栓の修理、移転の修繕などに要した経費でございます。

10 款 1 項教育総務費でございますが、就学就園助成事業につきましては対象者の増加によりまして、増額をいたしております。

次に、スポーツ・文化活動等助成事業につきましては、中学生の総合体育大会への参加などの補助金でございます。2 項小学校費でございます。緊急雇用事業につきましては、節の組み替えを行っております。

44 ページをお願いいたします。

教育振興事業でございますが、要・準要保護児童の増加による増額でございます。小学校プール建設につきましては、新設プール建設に伴う費用でございます。地域の元気臨時交付金事業を活用し、前倒しで実施するものでございます。財源は、国庫補助金で 1,857 万 3,000 円、地方債 1 億 1,390 万円を充てております。

3 項中学校費でございます。教育振興事業につきましては、要・準要保護児童の増加による増額でございます。豊島中学校屋内運動場耐震補強事業につきましては、精算による減額でございます。財源につきましては、国庫補助金 287 万 1,000 円を増額し、地方債 450 万円を減額をいたしております。

5 項社会教育費でございますが、大部公民館の太陽光発電設置工事につきましては、翌年度実施のため減額をいたします。財源の地方債 840 万円も減額をいたしております。少年育成センター事業につきましては、小豆地区広域行政事務組合負担金は確定によりまして減額をいたしております。

46 ページをお願いいたします。

6 項保健体育費でございます。中央学校給食センター維持管理費でございますが、燃料費の単価アップと水道料の増加に伴う増額と給食材料費の減少見込みによる減額を行っております。

それから 12 款 1 項公債費でございますが、長期債償還元金及び利子につきましては、臨時財政対策債などの 10 年目の利率見直しによりまして、元金が増加し利子が減少いたしました。一時借入金につきましては、借入見込によりまして減額をいたしております。

次に歳入でございますが、それぞれの歳出部分で説明できない部分につきまして、ご説明をさせていただきます。

14 ページにおかえりください。

2 款地方贈与税、3 款利子割交付金、それから 6 款地方消費税交付金は収入見込みによりまして減額をいたしております。

それから 16 ページになりますが、7 款自動車取得税交付金につきましては増額見込みと。それから 8 款地方特例交付金につきましては一部制度廃止による減額でございます。

22 ページをお願いいたします。

20 款 1 項町債の臨時財政対策債は、限度額までを増額をいたしております。

それから、8 ページに戻っていただきたいんですが、第 2 表でございます。12 件の事業が翌年度にまたがる繰越明許費といたしております。

9 ページでございますけども、第 3 表でございますが地方債の追加、変更、廃止を掲げております。

以上が一般会計補正予算の概要でございます。今回の補正額は 8,159 万 7,000 円の増額となりまして補正前の予算額と合計いたしますと 68 億 7,944 万 1,000 円とするものでございます。

続きまして、51 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、平成 24 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入の特定財源については歳出の際にご説明を申し上げます。

内容につきまして 64 ページをお願いいたします。1 款 1 項総務管理費でございます。一般管理事業につきましては、高齢受給者証発行に伴う経費でございます。全額国費を充てております。

2 項の徴税费につきましては国民健康保険税の制度改正がなかったために、電算委託料の減額をいたしております。

それから、2 款 1 項療養諸費及び次ページ、66 ページにあります。2 項の高額療養費につきましては医療費の増加見込みによりまして増額をいたしております。財源につきましては 2 件、療養給付費等交付金、共同事業交付金を負担割合に応じて充当いたしております。

3 款 1 項後期高齢者支援金につきましては、額の確定によりまして増額をいたしております。

4 款 1 項の前期高齢者納付金等は、額の確定により減額をいたしております。

6 款 1 項の介護納付金につきましても、額の確定により減額をいたします。財源につきましては、国・県の負担割合に応じまして充当をいたしております。

68 ページをお願いいたします。

7 款 1 項共同事業拠出金でございますが、これも額の確定によりまして減額をいたしております。財源の 2 件の負担割合を減額の充当をいたしております。

8 款 2 項保健事業費でございますが、保健衛生普及事業につきましては、保健事業の確定によります病院事業会計へ繰り出すものでございます。

11 款 1 項償還金及び還付加算金につきましては、平成 23 年度療養給付費精算による国庫補助金などの返還でございます。

なお、歳出予算の減額分でございますが、歳入予算の 9 款 1 項の財政調整基金で調整をいたしております。

以上が、補正予算の概要でございますが、今回の補正額は 939 万 9,000 円の増額となりまして、補正前の予算額と合計いたしますと、20 億 3,588 万 7,000 円となっております。

続きまして、73 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、平成 24 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明をいたします。

補正の内容でございますけれども、82 ページをお開きください。

1 款 1 項総務管理費でございます。一般管理事業につきましては、小豆地区広域行政事務組合負担金の確定によります 8 万 4,000 円の増額でございます。3 項の趣旨普及費でございますが、AED1 台の購入でございますが財源は全額県補助金でございます。

2 款 1 項介護サービス等諸費及び 84 ページでございますが、3 項その他諸費、それから 4 項高額介護サービス等費、6 項特定入所者介護サービス等費につきましては実績見込みによりまして増額をいたしております。

財源につきましては、国、県、支払基金、一般会計繰入金の負担割合を充当をいたしております。

それから、3 款 1 項基金積立金でございますが、決算見込みにより減額をいたしております。

以上が、補正予算の概要でございますが、今回補正額は 4,416 万 3,000 円の増額でございますが、補正前の予算額と合計いたしますと 15 億 9,117 万 3000 円となっております。

続きまして、87 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、平成 24 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 1 号でございます。第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入特定財源につきましては歳出の際にご説明をいたします。

補正予算内容でございますが、92 ページをお願いいたします。3 款 1 項後期高齢者健康診査等事業費でございますが、健康診査受診者減少のため、250 万円減額しております。財源につきましては、全額連合会を原資とした一般会計繰

入金でございます。

以上が、補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 250 万円の減額となりまして、補正前予算額と合計いたしますと、2 億 3,593 万 9,000 円となっております。

続きまして、95 ページをお願いいたします。

議案第 5 号、平成 24 年度土庄町水道事業会計補正予算第 1 号でございます。第 2 条業務の予定量の建設改良事業につきましては、肥土山浄水場更新工事の減額と琴塚浄水場急速ろ過機の修繕費を計上いたしております。

第 3 条収益的収入及び支出の営業外収益につきましては、消費税及び地方消費税還付金の減額でございます。支出の営業費用につきましては職員の人件費、営業外費用につきましては仮受消費税の増額でございます。

第 4 条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入といたしまして肥土山浄水場更新工事の減額に伴う企業債の減額でございます。資本的支出につきましては、肥土山浄水場更新工事費の減額による予定でございます。

96 ページになりますが、第 5 条企業債につきましては、事業費減少に伴う限度額の変更でございます。6 条につきましては、職員給与費の増額分でございます。

続きまして、103 ページをお願いいたします。

議案第 6 号、平成 24 年度土庄町病院事業会計補正予算第 1 号でございます。第 2 条収益的収入及び支出の収入、1,090 万 5,000 円につきましては病児病後児保育委託料、県補助金のへき地運営補助金、それから発達障害児支援事業補助金、助産師養成施設派遣事業、国保保健事業実施に伴う補助金を計上いたしております。

第 3 条、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入といたしまして企業債の減額、県補助金といたしまして、へき地医療拠点病院整備費補助金、新人看護職員研修事業補助金、へき地離島診療支援システム補助金を計上いたしております。

続きまして、平成 25 年度各会計の当初予算のご説明をいたします。予算の内容につきましては、委員会付託が予定されておりますので、簡単にご説明をさせていただきます。

それでは、平成 25 年度一般特別会計当初予算、薄い方の予算書とですね、それから予算額調という資料をお願いいたします。平成 25 年度一般特別会計当初予算書では 1 ページでございますが、議案第 7 号、平成 25 年度土庄町一般会計予算でございます。

第 1 条歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 76 億 3,100 万円と定め、第

2条は債務負担行為、第3条につきましては地方債、第4条は一時借入金、第5条につきましては歳出予算の流用を定めてございます。歳入歳出予算のうち主なものにつきましてお手元の予算額調でご説明をさせていただきたいと思いません。

予算額調の2ページをお開きください。

まず歳入でございますけれども、1款町税につきましては、前年度より1,054万円の減額でございます。15億1,766万2,000円となっております。主なものでございますが、個人町民税が前年度より1,208万3,000円の増額、法人町民税が2,981万9,000円の減額、固定資産税が2,067万6,000円の減額、町たばこ税が2,445万9,000円の増額となっております。

次に、2款地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税の現状によりまして、12.0%、839万9,000円の減額となっております。

続きまして、6款地方消費税交付金でございますが3.8%、580万円の減額。それから、8款の地方特例交付金につきましては83.7%、1,690万円の減額となっております。

続きまして、9款の地方交付税でございますが、国が地方財政計画でございますけれども、国税5税分の法定税率の他に人件費相当分を減額をいたしております。前年度に比しまして総額で2.2%、3,921億円の減額とし、17兆624億円となっておりますが、本町におきましては特別交付税の決算見込みによりまして前年度と同額を見込んでございます。

次に、13款国庫支出金でございますけれども、小海千代栄橋整備、小海浜集会所建設、小学校建設などの事業量増加によりまして60.1%、2億4,305万7,000円の増額となっております。

次に、14款県支出金でございますが、大部公民館太陽光設置事業、唐櫃及び田井漁港の整備及び参議院議員選挙の増加によりまして8.2%、4,184万3,000円の増額となっております。17款繰入金でございますが、財政調整基金の取り崩しの増加によりまして219.2%、1億3,137万5,000円の増額となっております。

次に、20款の町債でございますけれども、小学校の建設の関係でございますが63.3%、5億5,070万円の増額となっております。国庫支出金と同様に教育債が大きく影響をいたしております。

なお、一般財源不足に補う臨時財政対策債につきましても、8.3%増加をいたしております。歳入の各項目におきましても、増減がございますが、調整後の歳入を76億3,100万円といたしております。

次に、3ページでございますが、歳出の主なものにつきまして区分ごとにご説

明をいたします。1款議会費でございますけれども、議員の地方議会議員年金負担率が減少になりまして、共済費の減額によりまして1.3%、134万7,000円の減額でございます。

2款総務費につきましては、参議院議員選挙費、土庄町長選挙費が増加しておりますが、超高速ブロードバンド整備促進事業の事業量の減少、防災行政無線デジタル化事業の完了、離島航路補助金の減少によりまして、12.5%、1億5,269万7,000円の減額でございます。

3款民生費におきましては、障害者自立支援臨時特例交付金事業、障害児通所支援事業などが減少しておりますが、障害者自立支援給付事業、福祉サービス事業特別会計繰出金、重点分野創出事業の増加によりまして2.3%、3,962万4,000円の増額でございます。

4款衛生費でございますが、子宮頸がんワクチン接種促進助成事業が減少しておりますが、小江の最終処分場嵩上整備事業、し尿収集民間委託事業、公立病院再編整備事業、予防接種事業などの増加によりまして13.7%、9,847万2,000円の増額でございます。

5款労働費につきましては、ほぼ前年度並みでございます。それから、6款農林水産業費につきましては、漁港ストックマネジメント事業の減少がございませぬが、唐櫃、田井漁港の整備の増額によりまして9.2%、9,847万2,000円の増額でございます。

7款商工費でございますけれども、観光団体イベント助成事業、瀬戸内国際芸術祭事業、重点分野創出事業の増加によりまして44.5%、5,001万2,000円の増加でございます。

次に、8款土木費でございますが、町道改良事業が減少しておりますが、小海の千代栄橋整備事業、大谷ポンプ場の整備事業、小海浜集会所の整備事業の増加によりまして12.3%、5,956万9,000円の増額でございます。

9款消防費につきましては、常備消防の負担金が減少しておりますが、消防団ポンプ自動車購入、大部公民館太陽光発電設置工事にともないまして9.3%、2,720万4,000円増額をいたしております。

10款教育費でございますが、豊島中学校屋内運動場耐震補強事業及び大部幼稚園改築事業は完了いたしました。が、小学校建設事業の計上によりまして、96.5%、8億2,974万7,000円の増額でございます。

12款公債費につきましては、前年度借入金減少見込みによりまして3.4%、2,832万4,000円減少いたしております。

歳出総額につきましても、厳しい財政状況の中ではございますけれども、必要な事業を計上いたしまして、前年度よりも9億4,900万円の増額予算とさせ

ていただいております。

続きまして、議案第 8 号の平成 25 年度土庄町簡易水道事業特別会計予算であります。予算額調は 1 ページでございます。それから、また予算書につきましては、9 ページをお願いいたします。第 1 条歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,331 万 3,000 円と定めております。これは、対前年度比 4.5%、109 万 5,000 円の減額となっております。第 2 条につきましては一時借入金、第 3 条につきましては歳出予算の流用を定めております。予算の内容でございますけれども、業務費におきまして、電気料及び施設修繕費の減少によります減額といたしております。

続きまして議案第 9 号、平成 25 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算であります。予算書では 13 ページをお願いいたします。第 1 条歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 9,369 万 9,000 円と定めております。対前年度比は 4.0%、8,026 万 9,000 円の増額となっております。第 2 条におきましては、一時借入金、第 3 条につきましては、歳出予算の流用を定めております。

予算の内容でございますけれども、保険給付費におきまして、実績によります一般被保険者医療給付費、退職被保険者療養給付費、及び高額療養費が増加をいたしております。また、3 款の後期高齢者支援金、それから高額医療費に係る第 7 款の共同事業拠出金の増額でございます。

続きまして、17 ページでございますが、議案第 10 号、平成 25 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算でございます。第 1 条歳入歳出予算総額を、それぞれ 1 億 2,568 万 6,000 円と定めております。対前年度比は、11.1%、1,570 万 9,000 円の減少となっております。第 2 条は一時借入金を定めております。

予算の内容につきましては、コインロッカーの設置により増額となっておりますけれども、前年度繰上充用金の減少によりまして減額となっております。

続きまして、21 ページをお願いいたします。

議案第 11 号、平成 25 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,547 万 7,000 円と定めております。第 2 条につきましては、一時借入金を定めています。

予算の内容でございますけれども、前年度とほぼ同様でございます。

続きまして、25 ページをお開きください。議案第 12 号、平成 25 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算でございます。第 1 条歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,121 万 8,000 円と定めております。対前年度比におきましては 209.4%、2,112 万 7,000 円の増額となっております。第 2 条は一時借入金を定めております。事業の内容でございますけれども、全額県補助金によります鳥獣害防止柵設置委託料が増加したことによるものでございます。

続きまして、29 ページをお願いいたします。

議案第 13 号、平成 25 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,310 万 8,000 円と定めております。対前年度比は 0.7%、16 万 2,000 円の減額となっております。第 2 条は一時借入金を定めております。

事業の内容でございますが、施設管理委託料の減少によるもので減額といたしております。

続きまして、33 ページをお願いいたします。

議案第 14 号、平成 25 年度土庄町介護保険事業特別会計予算でございます。

第 1 条歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 3,302 万 3,000 円と定めております。対前年度比は、0.3%、508 万 8,000 円の減額となっております。第 2 条は一時借入金、第 3 条につきましては歳出予算の流用を定めております。

事業の内容でございますけれども、要介護者の利用増加に伴いまして保険給付費の各種介護サービス給付費が増額となっておりますが、基金積立金の減少により減額といたしております。

続きまして、37 ページをお願いいたします。

議案第 15 号、平成 25 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算でございます。第 1 条歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 2,396 万 1,000 円と定めております。対前年度比は 11.3%、1,261 万 1,000 円増額といたしております。第 2 条は一時借入金、第 3 条につきましては、歳出予算の流用を定めております。

事業の内容でございますけれども、ケアマネージャーの採用によりまして職員給与費が増加しているためでございます。

続きまして、41 ページをお願いいたします。

議案第 16 号、平成 25 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。第 1 条歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 3,272 万 9,000 円と定めております。対前年度比は 2.4%、571 万円の減額となっております。第 2 条は一時借入金を定めております。

事業の内容でございますけれども、電算委託料及び連合会への保険料負担金の減少によりまして減額とさせていただきます。

続きまして議案第 17 号でございますが、これは別冊でございます。平成 25 年度土庄町水道事業会計予算でございます。

1 ページをお開きください。

予算規模でございますけれども、対前年度比 42.1%、3 億 1,775 万 3,000 円の増額予算となっております。第 2 条は、業務の予定量を定めております。第 3

条収益的収入及び支出につきまして、水道事業収益につきましては、前年度に比べまして3.7%、1,609万4,000円の増額でございます。水道事業費用につきましては10.7%、4,000万2,000円の増額でございます。

2ページでございますが、第4条資本的収入及び支出につきまして、資本的収入は、前年度に比べまして88.8%、2億6,963万1,000円の増額となっており、資本的支出につきましては59.2%、2億8,055万1,000円の増額でございます。これにつきましては、肥土山浄水場更新工事にかかるものでございます。

第5条につきましては企業債。3ページでございますけれども、第6条でございますが一時借入金、第7条につきましては支出予定の各項の経費の金額の流用、第8条につきましては議会の議決を要する流用、第9条につきましては一般会計からの補助金、第10条につきましては、たな卸資産の購入限度額を定めております。

続きまして議案第18号でございます。これも別冊でございますが、平成24年度土庄町病院事業会計予算でございます。

ここも、1ページをお開きください。

予算規模でございますけれども、対前年度比で17.2%、8,522万3,000円減額予算となっております。第2条につきましては、業務の予定量を定めております。第3条収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益が16億7,176万6,000円で、前年度に比べまして3.6%、6,325万9,000円減額となっております。

病院事業費用につきましては19億9,065万8,000円でありまして0.4%、783万7,000円の増額となっております。第4条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が4,193万4,000円でございますが、前年度よりも90.5%、3億9,910万5,000円減額となっており、資本的支出につきましても、6,203万4,000円でございますが、86.8%、4億932万3,000円の減額でございます。

それから2ページでございますが、第5条におきましては一時借入金。第6条につきましては、議会の議決を要する流用、第7条におきましては、たな卸資産の購入限度額を定めております。

以上が補正、当初予算の概要でございます。

続きまして、条例関係議案に移りたいと思いますが、初めの議案書をお願いをいたします。

議案書の109ページでございます。

議案第19号、土庄町辺地に係る総合整備計画でございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上特例措置等に関する法律第3条の規定に基づきまして、1事業の総合整備計画を定めたく、議会の議決を求めるものでござい

ます。

134 ページをお願いいたします。

今回につきましては、消防団ポンプ自動車購入事業でありまして、事業費が 2,000 万円、辺地予定額も同額、それから消防本部ポンプ自動車購入事業負担金、事業費 650 万円、辺地予定額も同額、を全地区に記載をいたしております。また壇山線改良事業、事業費 600 万円でございますが、辺地予定額も同額を唐櫃辺地に追加しようというものでございます。

続きまして、139 ページをお願いいたします。

議案第 20 号、第 6 次土庄町総合計画の基本構想及び基本計画の策定についてでございますが、土庄町総合計画策定条例の規定に基づきまして、平成 25 年度から 10 年間の計画を策定しようとするものでございます。

続きまして、141 ページをお願いいたします。

議案第 21 号、土庄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

特別職員の法的根拠を地方公務員法第 3 条第 3 項と明らかにし、本条例の適用を受ける職員と一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員を区別するために、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、143 ページをお願いいたします。

議案第 22 号、土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例でございます。

土庄町特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、平成 25 年度も自主減額を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

145 ページでございます。

議案第 23 号、土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございますが、土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例と同様でございます。

続きまして、147 ページをお願いいたします。

議案第 24 号、土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、後期高齢者支援金の増額に伴いまして、本条例の一部を改正しようというものでございます。

続きまして 149 ページでございますが、

議案第 25 号、土庄町収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例でございます。

登記事項証明書の手数料以外にも広く収入印紙を販売するため、基金の額を増額するために本条例の一部を改正しようというものでございます。

続きまして、151 ページをお願いいたします。

議案第 26 号、土庄町いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

小江いこいの家建設に伴いまして、本条例の一部を改正しようというものでございます。

続きまして、153 ページをお願いいたします。

議案第 27 号、土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

障害者自立支援法が改正されまして、名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となることから引用名称を改正するため本条例の一部を改正しようというものでございます。

155 ページをお願いいたします。

議案第 28 号、土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例でございます。北浦港浮棧橋の係船料を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして 157 ページでございますが、議案第 29 号、土庄町立学校の再編に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

新設小学校の名称が決定されたことによりまして、土庄町立学校設置条例及び土庄町立給食センター条例を改正しようとするものでございます。

続きまして、159 ページをお願いいたします。

議案第 30 号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。いわゆる第 2 次分権一括法に基づく改正でございます。2 条例を改正いたします。

まず、土庄町営住宅管理条例の一部改正でございますが、公営住宅法の一部改正に基づきまして、高齢者、障害者等で住居の安定を図らなければならない世帯の裁量階層の範囲並びに裁量階層及び本来階層の収入基準が条例委任されたことによりまして、本条例の一部を改正しようというものでございます。

それから、土庄町都市下水路条例の一部改正でございますけれども、水道法の一部改正に基づきまして、都市下水路施設の整備に関しまして政令で定める参酌基準に基づきまして、規定しようとするものであります。併せまして浚渫回数を規定するため、本条例の一部を改正しようというものでございます。

続きまして、163 ページをお願いいたします。

議案第 31 号、土庄町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例でございます。良好な都市環境の形成に資するために、自転車及び原動機付自

転車の放置の防止及び処理について本条例を制定しようというものでございます。

続きまして、167 ページをお願いいたします。

議案第 32 号、土庄町島ぐらし体験の家の設置及び管理に関する条例でございます。

東洋紡績跡地でありますクラブハウスを、町民と都市等住民との交流拡大、定住促進による地域活性化を図るため本条例を制定しようというものでございます。

169 ページをお願いいたします。

議案第 33 号、土庄町一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例でございます。

一般職であります嘱託職員及び臨時的任用職員に対しまして、地方自治法及び地方公務員法に則りまして、本条例を制定しようとするものでございます。

171 ページをお願いいたします。

議案第 34 号、土庄町観光振興基金の設置、管理及び処分に関する条例でございます。

観光施設の整備、誘客促進事業の推進など観光振興を図るために本条例を制定しようというものでございます。

173 ページをお願いいたします。

議案第 35 号、土庄町子ども医療費助成条例でございます。

小学校就学後から中学校卒業までの子どもの入院に係る一部負担金を助成するため本条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、177 ページをお願いいたします。

議案第 36 号、土庄町新型インフルエンザ等対策本部条例であります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づきまして、本条例を制定しようとするものでございます。

続きまして 179 ページでございますが、議案第 37 号、土庄町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例でございます。

いわゆる分権一括法によりまして、介護保険法の一部改正に基づきまして、題名の基準を定めるため本条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、183 ページでございます。

議案第 38 号、土庄町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例でございます。

これも、分権一括法によります廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に基づきまして、題名の資格を定めるために本条例を制定しようというもの

でございます。

続きまして、187 ページをお願いいたします。

議案第 39 号、土庄町都市公園条例でございますが、これも分権一括法による都市公園法の一部改正に基づきまして、都市公園の配置及び規模などの基準につきまして定めるために、本条例を制定しようというものでございます。

続きまして、193 ページをお願いいたします。

議案第 40 号、土庄町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例でございます。

分権一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に基づきまして、題名の基準につきまして定めるために本条例を制定しようというものでございます。

続きまして、197 ページでございますが、議案第 41 号、土庄町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例でございます。

分権一括法によります高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に基づきまして、題名にあります基準について定めるため本条例を定めようというものでございます。

続きまして、203 ページをお願いいたします。

議案第 42 号、土庄町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例でございます。

分権一括法による道路法の一部改正に基づきまして、題名にあります基準等を定めるため、本条例を制定しようというものでございます。

217 ページをお願いいたします。

議案第 43 号、土庄町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例でございます。

分権一括法による河川法の一部改正に基づきまして、題名の基準を定めるために本条例を制定しようというものでございます。

続きまして、231 ページをお願いいたします。

議案第 44 号、土庄町営住宅等整備基準条例でございます。

分権一括法による公営住宅法の一部改正に基づきまして、題名の基準を定めるために本条例を制定しようというものでございます。

235 ページをお願いいたします。

議案第 45 号、土庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例でございます。

分権一括法による水道法の一部改正に基づきまして、題名の基準を定めるた

めに本条例を定めようというものでございます。

239 ページをお願いいたします。

議案第 46 号、小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更でございます。

障害者自立支援法が改正されまして名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となることから規約中の引用名称を改正するため本規約の一部を改正しようというものでございます。

241 ページをお願いいたします。

議案第 47 号、小豆医療組合規約の一部変更でございます。

土庄町と小豆島町の組合に対する負担割合を均等割と人口割に見直すため本規約の一部を変更しようとするものでございます。

243 ページをお願いいたします。

議案第 48 号、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更でございます。

使用済み小型電子機器等リサイクル事業を新たに追加し、環境配慮の取組を推進するために本規約の一部を改正しようというものでございます。

続きまして、245 ページ。

議案第 49 号、工事請負契約の変更でございます。

別冊の審議資料を配布いたしておりますので、参考でお願いいたします。

唐櫃漁港港整備交付金事業浮棧橋建設工事請負契約を変更するものでございます。この請負契約の変更につきましては、提案理由のとおり既存の連絡橋の改造のためでございます。

当初請負契約金額、消費税を含めました金額が 8,032 万 5,000 円に、今回 1,848 万円を増額いたしまして、変更請負金額、消費税を含めまして、9,880 万 5,000 円をもって、香川県小豆郡土庄町豊島唐櫃 2526 番地 1、株式会社田中海事 代表取締役 田中 友明と変更契約をしようとするものでございます。

以上でございまして、各補正予算案、条例案等の説明を終わらせていただきます。

○議長（三枝邦彦君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

続きまして、同意第 1 号、247 ページを開いていただきます。土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。提案理由といたしましては、現委員の橋本博之氏の任期が、平成 25 年 3 月 19 日をもって満了するので、同氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

同意第 2 号、249 ページ、土庄町教育委員会委員の任命につきましてでありま

す。提案理由といたしまして、現委員の藤本加代子氏の任期が平成 25 年 4 月 2 日をもって満了いたしますので、後任として佐々木育夫氏を任命いたしたく、議会の同意を得るものであります。

次に、諮問第 1 号、251 ページであります。人権擁護委員候補者の推薦についてであります。提案理由といたしまして、本町の人権擁護委員 出水利明氏は平成 24 年 6 月 30 日をもって退任されたので、後任に松尾峰生氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（三枝邦彦君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（同意第 1 号～諮問第 1 号）

○議長（三枝邦彦君）

ただ今、説明のありました同意第 1 号、土庄町固定資産評価審査委員会委員についてから、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで全議案について質疑を行います。

質疑のある方、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、同意第 1 号から諮問第 1 号までの全議案についての質疑はこれをもって終了いたします。

採決（同意第 1 号～諮問第 1 号）

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

日程第 54、同意 1 号、土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任については討論を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長(三枝邦彦君)

日程第55号、同意第2号、土庄町教育委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(三枝邦彦君)

日程第56、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号を原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

散会

○議長（三枝邦彦君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でございました。